

平成22年（2010年）度

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成22年度（2010年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1 つぎの事例を読んで、あとの問いに答えなさい。

Yは、平成7年10月1日、自宅敷地に隣接する甲土地を所有者Aから買い受けたが、所有権移転登記手続きを受けなかった。Yは、甲土地を買い受けた後、ただちに甲土地の引渡しを受け、甲土地上に車庫を建築して甲土地を使用していたが、甲土地の固定資産税は、登記上の所有名義人であるAに対して課税されていたため、毎年6月ころ、当該年度の甲土地に対する固定資産税課税額をAの自宅へ持参して支払っていた。

その後、平成21年8月1日にAは死亡し、唯一の相続人であるAの長男BがAの遺産全てを相続し、甲土地についても、同年10月1日付けでB名義への相続登記がなされた。Bは、甲土地をYに売却したことをAから聞いていなかったため、甲土地をYが無断で使用していると思い、Yに対し、車庫を収去して甲土地を明け渡すか、または適正な額の地代を支払うよう要求した。

これに対して、Yは、甲土地を平成7年にAから購入したことを説明したが、売買契約書も代金の領収証も紛失してしまっていたので、Bは信用しなかった。そして、Bは、平成21年11月1日、甲土地をXに売却し、同日、Xに対して甲土地の所有権移転登記をした。

Xは、Bの従兄弟にあたり、Yが甲土地を無断で使用しているのが困っているとBから相談され、それなら自分が甲土地を安く買い受けたうえでYを立ち退かせてやろうと考えて、どうせ使えない土地なら安く自分に売るようにとBに持ちかけたのであった。そのため、B X間で合意された甲土地の売買代金額は、固定資産税評価額の半額以下という安い価格であった。また、Xは、Aが甲土地をYに売却したことまでは知らなかったが、甲土地の近隣に居住していたので、平成7年ころから甲土地上にY所有の車庫が存在していたことは知っていた。

(問い)

Xが、Yに対し、甲土地上の車庫を収去して甲土地を明け渡すように求めた場合に、YはXの請求を拒むことができるかどうかについて論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの問いに答えなさい。

Y株式会社（以下、「Y社」とする。）は、会社法上の公開会社であり、事務用品の製造・販売を業とする上場会社である。Y社は監査役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。Y社の株価は、6か月前には300円前後であったが、現在1500円前後まで上昇している。なお、この6か月間の市場でのY社の株価の平均は、約1000円である。Y社の業績はこの数年大きな変化はなく、株価上昇の主な要因は、Xによる株式の買占めであった。

Xは、暴力団とも関係があると噂される有名な仕手筋であった。過去、Y社以外の複数の上場会社の株式を買い占め、経営陣に高値で買い取るよう要求するという行為や、巧妙に証券市場で売り抜けるという行為を繰り返していた。Xに上場会社を経営する能力はなく、Xの株式買占めは、常に、高値で保有株式を売却して利ざやを稼ぐことが目的であった。

XはY社の発行済株式総数の約30%を買い占め、Y社経営陣に対して、Xが保有するY社株式を1500円で買い取るよう要求してきた。Y社経営陣は困惑したが、Xの株式買取要求を拒否した。

その直後、Y社は、取引先のA社・B社・C社に対して、合計でY社の発行済株式総数の30%に当たる数の募集株式の発行（以下、「本件新株発行」とする。）を行うことにした。

Y社の取締役会で、Y社代表取締役Dは、「Xの買占めを阻止し、従来の取引先との関係を緊密にするため、本件新株発行を行う。」旨を述べた。そして、本件新株発行は、Y社取締役会において決定された。本件新株発行の払込金額は、1株950円とされた。

なお、本件新株発行は、Y社定款に定められた発行可能株式総数の枠内で行われるものである。

（問い）

本件新株発行が効力を生ずると持株比率が低下するXは、本件新株発行を差し止めることを考えた。

Xによる差止めが認められるか否かについて論じなさい。